

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和54年9月26日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間の給与明細書を所持しており、申立期間①について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間は昭和54年4月のみとされているので、記録を訂正してほしい。

また、上記事業所を退社後に入社したB社に係る給与明細書も所持しており、申立期間②について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間は昭和54年8月のみとされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に昭和54年5月31日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和54年5月分の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、申立人の資格喪失日が昭和54年5月31日と記載されていることから、

事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する給与明細書により、申立人はB社において昭和54年9月分の給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のB社における被保険者資格喪失日は、昭和54年9月29日と記録されており、また、当該事業所の次に勤務をした事業所における厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日が同年9月26日と記録されていることから、申立人が同年9月29日以降においてB社に継続して勤務していたとは考え難い。

一方、厚生年金保険法第19条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条では、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、昭和54年9月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、当該事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1167

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年3月12日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が遡って41万円から9万2,000円に引き下げられていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録されたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年3月12日）の後の同年4月17日付けで、8年3月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが認められるが、申立人は、申立期間において雇用保険に加入している上、元事業主及び他の取締役は、「申立人は営業担当の取締役であり、社会保険事務に関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該事業所の社会保険事務について権限を有していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所当初届け出た、41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月1日から63年6月1日まで
A社に係る厚生年金保険の被保険者期間について、資格喪失日が昭和61年6月1日となっているが、退職したのは63年6月頃であった。
調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人から提出されたA社発行の昭和61年分給与所得の源泉徴収票及び複数の元同僚の証言から、申立人は、当該期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は、「厚生年金保険料は翌月控除の方式により控除していた。」と回答しているところ、昭和61年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の控除額は、60年12月から61年6月までの厚生年金保険料及び健康保険料の合算額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和61年分給与所得の源泉徴収票において推認できる保険料控除額及び同年5月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月 1 日から 63 年 6 月 1 日までの期間について、申立人から提出された A 社発行の昭和 61 年分及び 62 年分給与所得の源泉徴収票、雇用保険の記録並びに複数の元同僚の証言により、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、上記のとおり、昭和 61 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人の給与から、同年 7 月以降の厚生年金保険料が控除されていないことがうかがえる。

また、昭和 62 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の控除額は、申立人が雇用保険の被保険者資格を取得した 62 年 4 月から同年 11 月までの雇用保険料の額とおおむね一致していることが確認できることから、当該源泉徴収票の該当期間においては、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていないことがうかがえる。

さらに、A 社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで
申立期間は大学院生であったが、アルバイトで得た収入で国民年金保険料を納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、具体的な保険料の納付回数や納付時期等の記憶が曖昧である上、申立期間当時申立人と同居していたその妹からも、申立人の保険料納付の状況についての証言は得られなかった。

また、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づいて、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 55 年 3 月まで

昭和 54 年 7 月に A 市 B 区役所で帰化の届出をした際に、国民年金加入手続を行った。

この時、区役所職員から、「国民年金の被保険者資格を取得しても、受給資格期間が不足する。今なら特例で遡って国民年金保険料を納付することができる。」と熱心に勧められ、それまでの国民年金保険料を一括して納付した。

また、加入手続以降の国民年金保険料は、定期的に同区役所等で納付していたのに、申立期間が未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日の状況等から、申立人は、昭和 56 年 1 月頃に国民年金加入手続を行い、昭和 48 年 1 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認できるところ、当該加入手続時点において、特例納付の実施期間（第 3 回特例納付の実施期間は、53 年 7 月から 55 年 6 月まで。）は既に終了している上、申立期間のうち、48 年 1 月から 53 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、時効により納付することができず、また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「遡って国民年金保険料を納付したのは 1 回だけである。」としているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和 55 年度の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人は、上記加入手続時（56 年 1 月）に、55 年 4 月に遡って一括して保険料を納付したと

考えられ、当該保険料納付を申立期間に係る保険料納付と混同している可能性を否定できない。

なお、申立人は、納付したとする国民年金保険料の金額、納付時期等について、具体的な記憶は無いとしながらも、「年金手帳の初めて被保険者となった日欄に、昭和 48 年 1 月 1 日と記載されているので、同日に遡って国民年金保険料を納付したはずである。」と主張しているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続の時期及び保険料納付の有無にかかわらず、被保険者資格取得の日まで遡って記載されることから、保険料納付済期間の始期を示すものとはならない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 850

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月
主人が会社を退職したので国民年金に加入し、保険料は夫婦一緒に納付していたにもかかわらず、私の国民年金保険料が1か月未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間については、国民年金の第3号被保険者期間として記録されていたところ、その夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和63年9月30日であることが判明したため、平成8年12月11日付けで、当該期間が第1号被保険者期間に訂正されたことが確認できることから、当該訂正処理が行われた時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月12日から同年11月5日まで

A社に昭和50年11月4日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年10月12日とされている。現在所持している年金手帳の厚生年金保険の記録欄には当該事業所における資格喪失日が同年11月5日と記載されていること、及び同日付けで国民年金に任意加入していることから、当該事業所の資格喪失日は同年11月5日であるはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和50年10月11日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、当時の元同僚13名についても、雇用保険の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は一致していることが確認できるところ、これらの元同僚に照会しても、申立人の退職時期について記憶している者はいない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も他界していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録(1)」のペー

ジにA社の被保険者でなくなった日が昭和50年11月5日と記載されているとして、当該事業所に同年11月4日まで勤務していたと主張しているが、「年金手帳の実施に伴う厚生年金保険の事務取扱等について」(昭和49年10月21日付け庁保険発第22号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長、業務課長通知)によると、「年金手帳の厚生年金保険の記号番号を記載したときは、記載した記号番号の右側余白に管轄社会保険事務所の印を押印して交付すること。」とされており、申立人が所持する年金手帳の該当箇所には、当該事業所を管轄する社会保険事務所(当時)ではなく、申立人が当該事業所の後に勤務した事業所を管轄する社会保険事務所を示す「B」の押印が確認できることから、当該年金手帳は、申立人がA社を退社した後に交付されたものであることがうかがえるとともに、年金手帳の記載事項について、「他制度の記号番号等、住所及び記録欄の記載は必要ないものであること。」とされていることから、当該年金手帳の厚生年金保険・船員保険の記録欄(1)の記載は、社会保険事務所が記載したものではないと考えられる。

長野厚生年金 事案 1170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月1日から35年12月1日まで

A社に勤務していたときの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、退職時に脱退手当金の説明を受けた覚えは無く、自分で請求した覚えもない。

申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約3か月後の昭和36年3月3日に支給決定されているほか、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和35年12月1日の前後4年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている女性2名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、いずれの者にも脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性もうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。